

# れいんぼうプラン



伊勢市男女共同参画基本計画



## 伊勢市

平成18年7月11日 男女共同参画都市宣言  
平成19年4月1日 男女共同参画推進条例施行

**伊勢市  
男女共同参画都市宣言**

**私たちは、  
美しい自然と豊かな文化に恵まれ、  
古くより“お伊勢さん”と親しまれた  
このまちを誇りとし、  
男女が性別を超え世代を超え、  
人として尊重しあい  
喜びも責任も分かちあい、  
共にいきいきと自分らしく生きる  
ことのできる伊勢市をめざして、  
ここに「男女共同参画都市」を  
宣言します。**

**平成 18年 7月 11日**

## 一人ひとりが輝いて、みんなが共に歩むために

性別による差別がなく、男女それぞれが個性と能力を主体的に発揮し、それぞれの人権を尊重し、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現は、国と同様伊勢市の重要課題のひとつです。

伊勢市では、合併後、平成18年7月11日に男女共同参画都市を宣言し、市の内外に男女共同参画への取組の推進を表明し、平成19年4月には「伊勢市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の気運の醸成を図ってきました。

固定的な性別役割分担意識に否定的な考えをもつ人の割合が高くなり、育児・介護休業法等の制度面は充実してきたにもかかわらず、現実的には、実際の日常生活での夫婦の役割分担や地域、職場等における男女平等については、まだまだ「男性が優遇されている」という意識を持った人が多くいます。

今後の少子高齢化や様々な社会情勢の変化に対応していくためには、男女共同参画の視点を持ち、男女がともに仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動についてバランスの取れる働き方ができる「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現や意思決定の場における男女共同参画の推進が望まれます。

このため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていく指針としてこの「れいんぼうプラン」を策定しました。

このれいんぼうプランは、男女共同参画社会の実現を最終目標として、9つの基本目標を掲げ、それぞれの中で施策の方向を示しています。この計画に基づき、積極的に事業を展開して参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ伊勢市男女共同参画審議会委員および関係各位に心から感謝申し上げます。

平成20年3月

伊勢市長 森下隆生

# 目次

---

---

## 第1章 計画の基本的な考え方

I	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	計画策定の背景	2
1	世界の動き	2
2	国の動き	2
3	三重県の動き	3
4	伊勢市の取組	3
III	計画の基本理念	4

## 第2章 計画の目標と体系

	計画の目標と体系	5
--	----------	---

## 第3章 基本目標と施策の方向

1	男女共同参画の意識づくり	6
2	男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進	10

3	意思決定の場における男女共同参画の推進	12
4	就労における男女共同参画の推進	15
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	20
6	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	24
7	生涯にわたる心身の健康と生活支援	27
8	国際化での男女共同参画の推進	30
9	計画を推進する体制づくりと強化	32

## 資料

1	伊勢市男女共同参画基本計画策定経過	34
2	伊勢市男女共同参画推進条例	35
3	伊勢市男女共同参画審議会規則	40
4	伊勢市男女共同参画審議会名簿	41
5	伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱	42
6	伊勢市男女共同参画推進委員会名簿	44
7	男女共同参画行政のあゆみ	45
8	男女共同参画関係法令等	48
	i 男女共同参画社会基本法	48
	ii 三重県男女共同参画推進条例	55
9	用語解説	60

# 第1章 計画の基本的な考え方

## I 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の目的

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれています。私たちは、それを基本とし一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしています。

その実現のためには、いまなお存在する性別による<sup>※</sup>固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因を解消しなければなりません。

こうした課題を解決するには、社会のあらゆる分野において一人ひとりの意識を高め、市、市民、事業者、教育者、<sup>※</sup>NPOが協働で男女共同参画を推進していく必要があります。このため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていく指針として、「伊勢市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

「伊勢市男女共同参画推進条例第10条」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

この計画は、新市建設計画や新しい伊勢市の「みんなのまちの計画（総合計画）」（仮称・策定中）を上位計画とし、2005年（平成17年）12月に改定された国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、及び2007年（平成19年）3月に改定された県の「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」との整合性に配慮しています。

### 3 計画の期間

計画期間は、2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）の5ヵ年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

## Ⅱ 計画策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を「<sup>※</sup>国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択しました。それに続く10年（1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）まで）を「<sup>※</sup>国際婦人の十年」とし、国際的な取組が提唱されました。

1979年（昭和54年）、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択、1995年（平成7年）には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」「行動綱領」が採択され、女性の<sup>※</sup>エンパワーメント強化など戦略目標と行動が示されました。

2000年（平成12年）、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）には、「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、北京会議からの10年を確認し、女性の自立と地位向上に向けた更なる取組を国際社会に求める宣言等が採択されました。

### 2 国の動き

1946年（昭和21年）、日本国憲法が制定され、男女平等の理念がうたわれました。1975年（昭和50年）、国際婦人年を契機とする世界的な動きの中、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には国内行動計画を策定、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。そして、「国籍法」及び「戸籍法」の改正、<sup>※</sup>「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備が行われ、1985年（昭和60年）、女子差別撤廃条約が批准されました。1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1994年（平成6年）、男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）、「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2005年（平成17年）、これまでの取組を評価・総括し、更なる男女共同参画社会実現に取り組むため、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

### 3 三重県の動き

1979年（昭和54年）、県内初の行動計画「三重県婦人対策の方向」が策定され、以後、1987年（昭和62年）に「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」、1997年（平成7年）に「みえの男女共同参画推進プラン－アイリス21」が策定され、男女共同参画に向けた取組が進められました。

2000年（平成12年）には「三重県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年（平成14年）、この条例に基づき「三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2007年（平成19年）3月、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、計画的な取組を一層推進するため、「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されました。

### 4 伊勢市の取組

旧伊勢市では、1993年（平成5年）「伊勢市女性活動計画」を、1998年（平成10年）には「伊勢市男女共同参画れいんぼうプラン」を策定し、女性施策から男女が共に参画するまちづくりへと男女共同参画への取組を進めてきました。

2001年（平成13年）には「男女共同参画都市」を宣言しました。また、2002年（平成14年）「伊勢市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、1998年（平成10年）から取り組んでいる8月17日の「パートナーの日」を条例化し、男女が思いやる日として市民への周知と理解を深める取組を強化しました。さらに2003年（平成15年）「伊勢市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

小俣町では、2000年（平成12年）男女共同参画アドバイザーを設置し、男女共同参画への取組みを進めてきました。

2005年（平成17年）11月1日、伊勢市、二見町、小俣町、御園村の4市町村が合併し新伊勢市が誕生すると同時に、男女共同参画推進への新しい一歩を踏み出しました。

2006年（平成18年）7月11日「男女共同参画都市」を宣言し、市の内外に男女共同参画を推進していくという決意を表明し、2007年（平成19年）3月には、市民と市が一体となり「伊勢市男女共同参画推進条例」を制定し、4月に施行しました。

そして、この条例に基づき、「伊勢市男女共同参画基本計画」を策定しました。

### Ⅲ 計画の基本理念

本計画は、「伊勢市男女共同参画推進条例」の基本理念をふまえ、男女それぞれが個人として自分の個性と能力を十分に発揮しつつ、他の人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力を発揮する機会が確保され、自己の存在価値を認めることのできる実質的な男女の人権が尊重される社会を目指します。

#### 2 社会における制度等の見直し

性別による※固定的な役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が個人としての生き方を阻害することなく、また、自立した個人として活動できる社会を目指します。

#### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

社会のあらゆる分野で、重要な事項を決定する場に男女が共に参画することが、男女共同参画社会を形成していくうえで不可欠です。男女が共に責任をもち、あらゆる分野に参画していく社会を目指します。

#### 4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

社会情勢の変化に伴い、人の生き方も多様化し、従来の社会体制では生活しにくくなっています。男女が共に家庭と仕事、地域活動にバランスよく参加できる社会を目指します。

#### 5 国際的協調

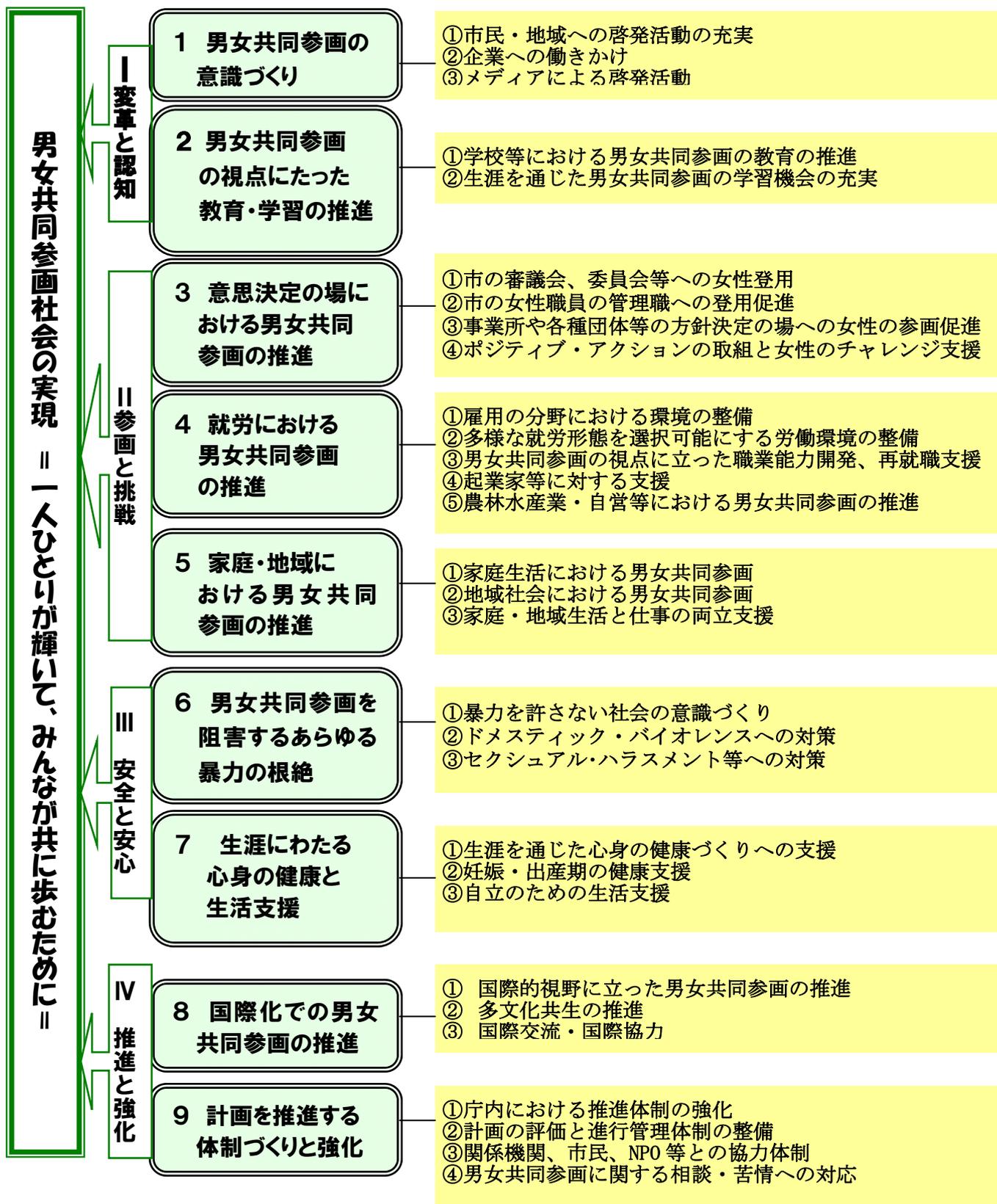
わが国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、国際社会の一員として国際的な連携・協力の下に行うことが望まれています。本市においても、こうした趣旨を踏まえ、国際的な視野にたって男女共同参画社会の実現を目指します。

注) ※      については、資料において用語の解説をしています。

## 第2章 計画の目標と体系

《 基本目標 》

《 施策の方向 》



## 第3章 基本目標と施策の方向

### 1 男女共同参画の意識づくり

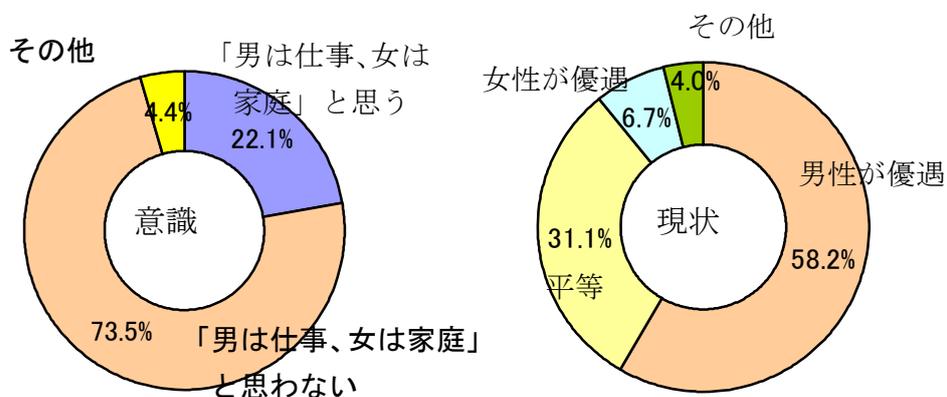
#### 現況と課題

伊勢市では、平成19年4月から「伊勢市男女共同参画推進条例」が施行され、前文において、男女共同参画社会の実現は、本市の重要課題のひとつであり、男女共同参画社会の実現には、いまだに存在する性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行を解消する必要があると定めています。

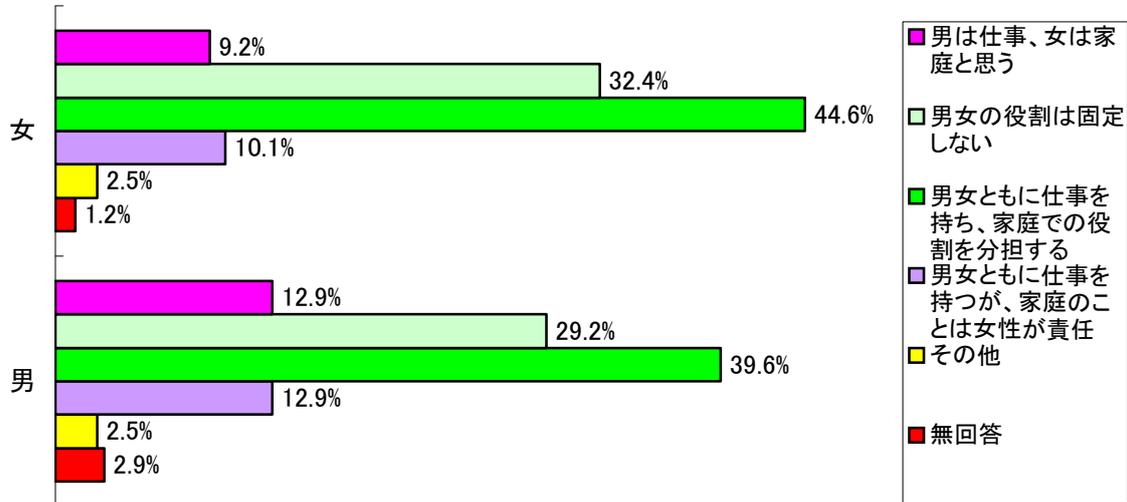
しかし、平成19年度に実施した「伊勢市男女共同参画に関する市民の意識調査」(以下市民意識調査)の結果を見ると、性別による固定的な役割分担意識に否定的な考え方を持つ人の割合が全体で70%を超えているにもかかわらず、男女平等について「男性が優遇されている」と考えている人は全体で58.2%でした。さらに実際の日常生活の夫婦の役割分担については、夫婦同じ程度と回答した割合は2割強にとどまっています。

家庭や職場、地域などの社会のあらゆる場に根付いている男女の性別役割分担意識を解消し、個人にあった選択が無理なくできる社会にすることが必要です。そして男女の認識の差を縮め、実践につながる男女平等の意識づくりを進める必要があります。

#### 「男は仕事、女は家庭」の考え方と実際の男女平等感



## 仕事と家庭、役割分担についてどう思うか



資料「伊勢市の男女共同参画に関する市民の意識調査」（平成19年度）

## 施策の方向と成果目標

基本目標「男女共同参画の意識づくり」では、意識の啓発を中心に、次の3点の施策を掲げます。

- 1 市民・地域への啓発活動の充実
- 2 企業への働きかけ
- 3 メディアによる啓発活動

### 【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
①市民・地域への啓発活動の充実	<b>地域・家庭への啓発活動</b> ◆地域への説明会、広報や情報誌等を通じた、わかりやすく実践につながる啓発活動の充実に努めます。	人権政策課 市民参画交流課

<p>②企業への働きかけ</p>	<p><b>講演会、セミナー等の開催と支援</b></p> <p>◆男女共同参画意識の普及を図るため、講演会やセミナーなどのイベントを開催するとともに、啓発活動や後援等を含めた支援活動に努めます。</p> <p><b>パートナーの日の推進</b></p> <p>◆「パートナーの日」を周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。</p> <p><b>定期的な意識の把握と啓発活動</b></p> <p>◆男女共同参画に関する市民の意識をアンケート等により定期的に把握し、取り組みの成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。</p> <p><b>男女共同参画推進条例の周知</b></p> <p>◆男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努め、アンケート等を定期的に実施し、取り組みの成果を評価します。</p> <p><b>事業者への協力の要請</b></p> <p>◆条例により事業者の責務として求められている「市の施策への協力」が果たせるよう、具体的な形での協力要請をしていきます。</p>	<p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課 商工労政課</p> <p>市民参画交流課 商工労政課</p>
<p>③メディアによる啓発活動</p>	<p><b>メディア・リテラシーの向上</b></p> <p>◆市民の意識形成に大きな影響力をもつメディアに対し、市民が正しく情報を評価識別し、活用できる能力の向上に努めます。</p> <p><b>メディアによる情報の活用</b></p> <p>◆メディアを活用し、男女共同参画への意識づくりに努めます</p>	<p>市民参画交流課 広報広聴課 生涯学習・スポーツ課</p> <p>市民参画交流課</p>

**【 成果目標 】**

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
みんなのまちの計画アンケートにおける「次の15項目について、男女のどちらがする方がふさわしいと思うか」という問いに「両方でまたは分担して」と答えた人の割合が50%以上の項目数	8/15項目	15/15項目
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率	73.5%	80%
市民意識調査における「パートナーの日を知っている人の割合」	40%	50%
男女共同参画に関する講演会等の参加人数	300人	毎年300人以上
男女共同参画推進条例・都市宣言の認知度	40%	50%

## 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### 現況と課題

伊勢市の市民意識調査では、「学校や教育の場」での「男女平等」意識が高く58.9%となっていますが、「職場」や「地域活動の場」では、20～30%台と低いのが現状です。学校等では、男女混合名簿をはじめとして、あらゆる場面で性差にとらわれない教育の実践は進められていますが、今後なお一層の取り組みが重要です。次代を担う子どもたちに、学校教育等の場で男女共同参画の意識や一人ひとりが自らの生き方を多様な選択肢から主体的に選び、自己実現しようとする意識を高められるような環境をつくっていくことが必要です。また、生涯を通して男女共同参画について、学習する機会の充実を図る必要があります。

### 施策の方向と成果目標

基本目標「男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」では、教育・学習を中心に、次の2点の施策を掲げます。

- 1 学校等における男女共同参画の教育の推進
- 2 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実



#### 【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
①学校等における男女共同参画の教育の推進	<b>教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実</b> ◆学校・幼稚園・保育所などの教育の場において、子どもたちと直接に接する立場の教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、教職員等の男女共同参画意識の高揚を図ります。	学校教育課 こども課 職員課 教育研究所

	<p><b>人権教育の推進</b></p> <p>◆性差を超えて、一人ひとりの人間として互いを尊重し、仲間を思いやることの大切さを学ぶ機会を、発達段階に応じて道徳やホームルーム、教科指導の課程に計画的に設けます。</p> <p><b>個性を尊重した進路指導の実施</b></p> <p>◆個人の能力や個性を生かす進路選択のために、児童生徒・保護者への積極的な情報提供に努め、個別の相談に応じます。</p> <p>◆男女共同参画の視点で適性に合わせて進路選択ができるように、道徳やホームルームの時間を計画的に活用します。</p>	<p>学校教育課 教育研究所</p> <p>学校教育課 教育研究所</p> <p>学校教育課</p>
②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	<p><b>市民講座・市民対象のセミナーなどの開設</b></p> <p>◆男女共同参画に関連した講座等を開催するとともに、開催時間の配慮など、誰もが参加しやすい条件整備を行います。</p> <p><b>市民との協働</b></p> <p>◆「男女共同参画れいんぼう伊勢」等、市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。</p>	<p>生涯学習・スポーツ課 こども課</p> <p>市民参画交流課</p>

**【成果目標】**

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
教職員等対象の研修会の実施回数(または参加者数)	40人	毎回50人以上
男女共同参画係が開催する <sup>*</sup> ワークショップや講座の参加者数	10人	毎回20人以上

### 3 意思決定の場における男女共同参画の推進

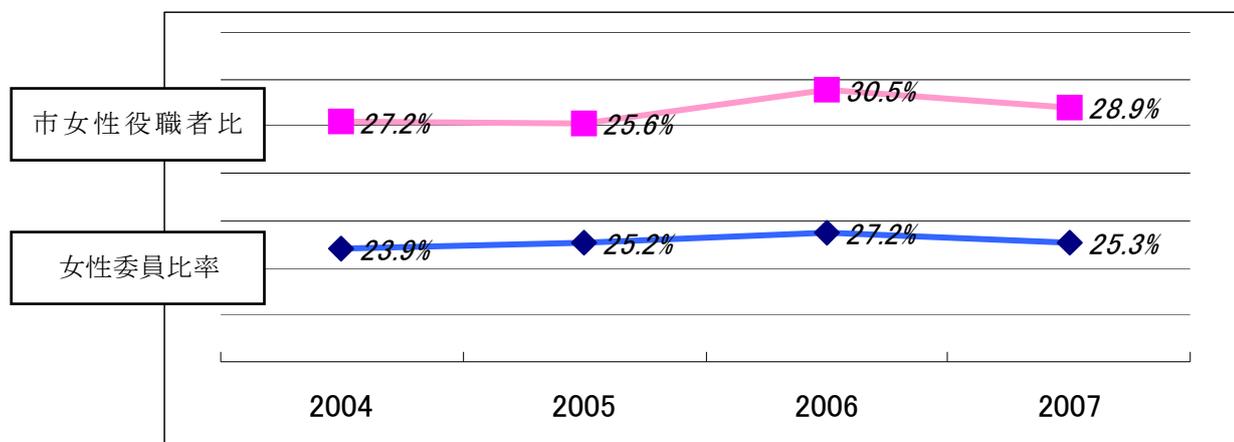
#### 現況と課題

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野に男女が参画し、お互いの意見や考えが反映される必要があります。そのためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が参画することが必要となります。特に、政策・方針決定過程への男女の参画は不可欠です。

近年、あらゆる分野に女性の社会参加が進んできていますが、全体的には女性の割合は低いのが現状です。また、政策・方針決定過程への女性の参画も進みつつあるものの、まだまだ充分とはいえません。

伊勢市においては、平成18年度審議会等への女性登用率は25.3%であり、引き続き参画促進を働きかける必要があります。また、市民意識調査では、女性の参画が増えるためには、「女性が参画することに対する抵抗感をなくすこと」が33.4%、「男性優位の運営組織・意識の変革」が21.0%、「女性が積極的な参画意識をもつこと」が20.3%、必要だと回答されています。さらに、審議会だけでなく、企業、労働組合、自治会等の各種機関・団体等においても方針決定の場への男女共同参画が求められています。したがって、行政をはじめ様々な組織等の方向性や意思決定の場に、多くの女性が参画できるよう、ポジティブ・アクションや女性のチャレンジ支援に取り組む必要があります。

伊勢市における審議会等への女性委員及び役職者登用状況推移



資料 市民参画交流課

## 施策の方向と成果目標

基本目標「意思決定の場における男女共同参画の推進」では、女性が参画できる機会づくりを中心に、次の4点の施策を掲げます。

- 1 市の審議会、委員会等への女性登用
- 2 市の女性職員の管理監督職への登用促進
- 3 事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進
- 4 ポジティブ・アクションの取組と女性のチャレンジ支援

### 【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
①市の審議会、委員会等への女性登用	<p><b>女性委員の積極的登用</b></p> <p>◆市の委員会、審議会等の女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がいない委員会等の解消をめざし、関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。</p>	市民参画交流課
	<p><b>女性人材の把握と活用</b></p> <p>◆女性の登用をすすめるため、女性人材の把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。</p>	市民参画交流課
②市の女性職員の管理・監督職への登用促進	<p><b>女性職員の積極的登用</b></p> <p>◆女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることをめざし、女性職員の管理・監督職への登用に努めます。</p>	職員課
	<p><b>職員研修の充実</b></p> <p>◆性別にとらわれず幅広い職務を経験できるよう、能力開発の研修を実施するとともに、人材育成のための研修の充実に努めます。</p>	職員課

<p>③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進</p>	<p><b>事業者や各種団体への啓発</b>          ◆事業所の女性管理職の登用や、各種団体等における方針決定の場への女性参画が進むよう、男女の機会均等について意識啓発を行います。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課</p>
<p>④ポジティブ・アクションの取組と女性のチャレンジ支援</p>	<p><b>ポジティブ・アクションへの取組</b>          ◆あらゆる分野における政策・方針決定の過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクションについて、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。  <b>女性のチャレンジ支援</b>          ◆さまざまな分野において、女性が政策・方針決定過程に参画するチャレンジを支援します。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課  市民参画交流課</p>

**【 成果目標 】**

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
市の審議会、委員会等への女性の登用率	25.3%	40%
市の係長級以上の女性職員の登用率	28.9%	35%



## 4 就労における男女共同参画の推進

### 現況と課題

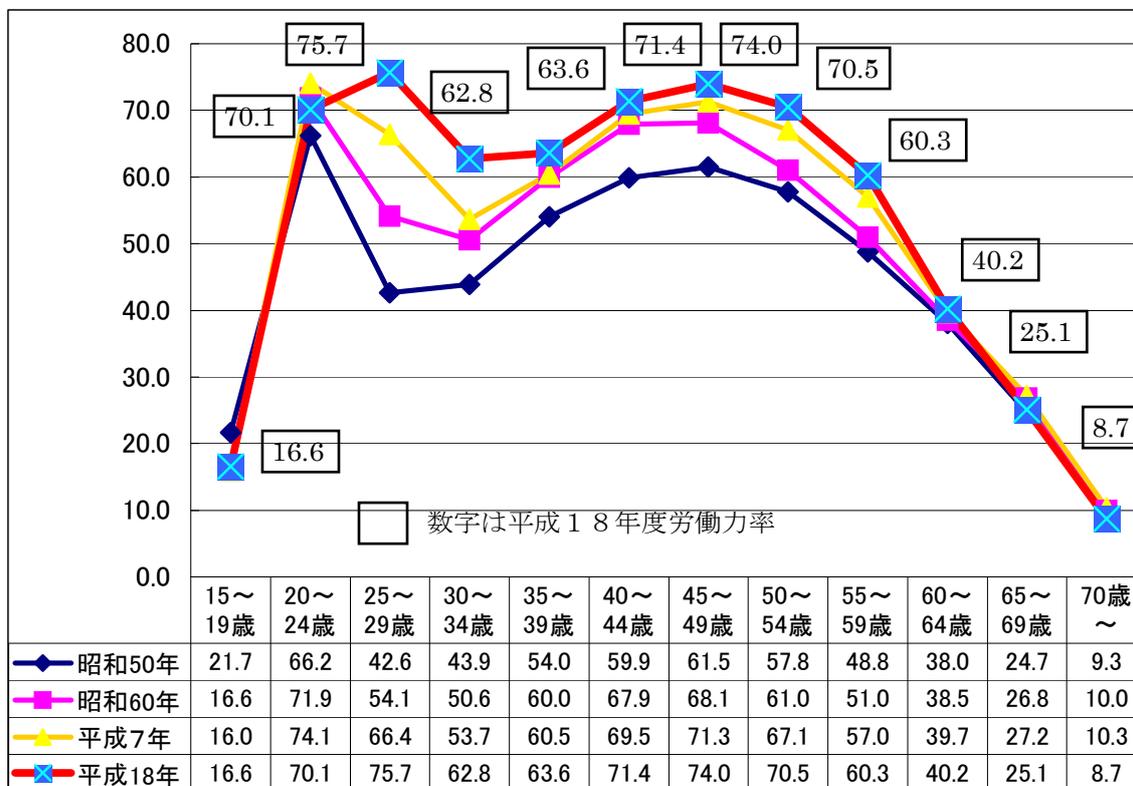
労働基準法や男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法の制定など制度面においては、就労環境の男女平等が進んできました。しかし、依然として賃金など職場には男女の差があり、女性労働者が不利益や差別を受けている状況が見られます。女性の就労形態は、パートタイム労働など不安定なケースが多く、実質的な男女の経済格差に繋がっています。職場における男女平等を実現していくためには、性別を根拠に、特定の業務に従事させたりその人の能力を評価してしまうことのない意識づくりが必要です。

また、少子高齢化や厳しい社会状況は人々の価値観や<sup>※</sup>ライフスタイルを変え、多様な働き方が求められています。男女がともに働きやすい職場で、家庭、地域での活動とバランスの取れる働き方ができる<sup>※</sup>ワークライフバランスの実現が望まれます。そのためには、企業の慣習の是正や経営者の意識変革、職場環境の整備などが必要です。

また、農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、家事を一心に担いながら、仕事では生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。にもかかわらず、女性が果たしている役割について適正に評価されていないことが少なくありません。一般に事業活動と家庭生活との区分もあいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。こうした状況を解消するため、家族的経営の事業に従事する女性の労働環境の向上や生活の安定を図る施策が必要です。更に、女性の技術・経営管理能力の向上等、家族的経営に対する支援を検討する必要があります。

また、自ら起業する女性を支援することで、女性の社会進出を促進することも必要です。

## 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料 総務省「労働力調査」

## 施策の方向と成果目標

基本目標「就労における男女共同参画の推進」では、就労における男女共同参画の環境づくりを中心に、次の5点の施策を掲げます。

- 1 雇用の分野における環境の整備
- 2 多様な就労形態を選択可能にする労働環境の整備
- 3 男女共同参画の視点に立った職業能力開発、再就職（再チャレンジ支援）
- 4 起業家等に対する支援
- 5 農林水産業・自営等における男女共同参画の推進

【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
<p>①雇用の分野における環境の整備</p>	<p><b>関係法令の周知</b>            ◆<sup>※</sup>男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進等における男女平等の実現を目指します。</p> <p><b>女性雇用の促進</b>            ◆女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業等へ働きかけます。</p> <p><b>職場に対する啓発活動の充実</b>            ◆職場での<sup>※</sup>セクシュアル・ハラスメントなど、人権を無視した行為等の解消を図るため、関係機関と連携し働きやすい職場環境づくりをめざし、啓発や情報提供に努めます。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課</p> <p>市民参画交流課 商工労政課</p> <p>市民参画交流課 商工労政課</p>
<p>②多様な就労形態を選択可能にする労働環境の整備</p>	<p><b>柔軟な就業形態選択の促進</b>            ◆関係機関と連携し、ライフスタイルに合わせて多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職場や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう啓発に努めます。</p> <p><b>パートタイマー、派遣労働者の立場の保護</b>            ◆パートタイマーや派遣労働者などの立場を保護し、多様な就労を促進するため、関係機関と連携し労働者と事業者の双方に<sup>※</sup>パートタイム労働法・労働者派遣法等を周知し、啓発に努めます。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課</p> <p>市民参画交流課 商工労政課</p>
<p>③男女共同参画の視点に立った職業能力開発、再就職（再チャレンジ）支援</p>	<p><b>能力開発の男女平等化の促進</b>            ◆企業内における従業員の能力開発において、女性の参加が確保されるよう関係機関と連携し企業へ働きかけます。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課</p>

	<p><b>学習機会の充実</b></p> <p>◆女性の就労や再就職(再チャレンジ)への支援として、関係機関と連携し、女性が自らの職業能力を高めるための学習機会の場の提供に努めます。</p>	商工労政課
④起業家等に対する支援	<p><b>女性の起業への支援</b></p> <p>◆起業する女性に対しては、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援をします。</p>	産業支援センター準備室 商工労政課 市民参画交流課
⑤農林水産業・自営業における男女共同参画の推進	<p><b>家内労働者の労働条件の改善</b></p> <p>◆自営業等で働く女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることの解消をめざし、<sup>※</sup>家内労働法の周知を図ることにより、自営業等で働く家内労働者の労働条件の改善に努めます。</p> <p><b>女性の経済的地位の向上</b></p> <p>◆農業に従事する家庭への「<sup>※</sup>家族経営協定」を周知し、締結を促進するとともに、農林水産業をはじめとする自営業の家族従事者の立場を保護する取組を充実し、女性の経済的地位の向上を図ります。</p> <p>◆農林水産業に関する女性グループの活動を推進し、女性の活動範囲を広げます。</p> <p><b>農業者年金への加入促進</b></p> <p>◆農業者の老後の生活の安心を確保するため、農業者年金への加入を促進します。</p> <p><b>技術研修機会の拡充</b></p> <p>◆職業技術に関する研修機会の拡充を関係機関に働きかけ、女性の職業能力の向上を図ります。</p>	<p>商工労政課</p> <p>農林課 農業委員会 水産課</p> <p>農林課 水産課</p> <p>農業委員会</p> <p>農林課</p>

【 成果目標 】

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
市民意識調査における「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答「男性が優遇」「どちらかという男性」の比率	71.4%	50%
市民意識調査における「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答「男性が優遇」「どちらかという男性」の比率	75.2%	50%
農業従事者の <sup>*</sup> 家族経営協定締結数	17	20

## 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

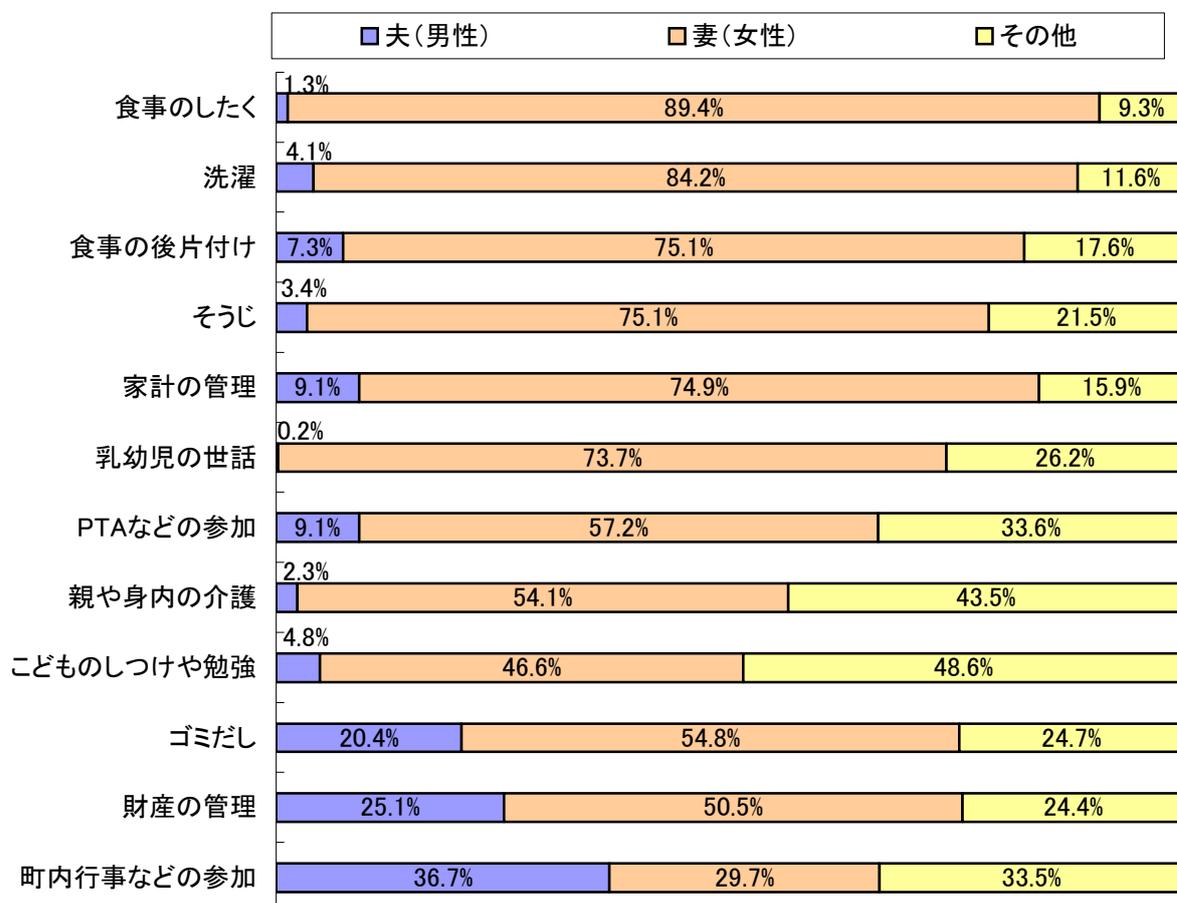
### 現況と課題

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり生活の基本的な場所です。そして、※ 固定的な役割分担意識や慣行、しきたりが今なお根強く残っている部分でもあります。市民意識調査をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する割合は22.1%、否定する割合は73.5%となっています。しかし、現実をみると、ほとんどの家事で7割から8割を女性が担っているという結果でした。更に「家庭生活や慣習・しきたり」における男女の平等については、平等と考える人が2割から3割で、男性が有利と考える人が7割を超え、意識と現実には大きな隔たりがあります。この差を解消する必要があります。

一方少子高齢化が進み、核家族の増加、地域の間関係の希薄化などにより、家庭・地域における子育て、介護等の機能低下や家族の孤立化などが問題となっています。家事・育児・介護等は、職業の有無にかかわらず、責任の多くを担うのは、依然として女性です。また、※ ライフスタイルの多様化、社会情勢の変化等に伴い、子育て等に対する支援のニーズも変化してきています。こういったニーズに的確に対応し、地域や社会全体で支援していくという気運と仕組みづくりが必要です。

現在施行されている男女共同参画推進条例においては、行政のみならず市民や事業者の責務が掲げられています。真の男女共同参画社会実現のためにも、家族を構成する男女一人ひとりが家庭・地域の一員として、それぞれの責任を最大限に果たしながら、家庭と地域とをうまくバランスをとりながら家庭・地域における生活を充実させることが必要です。

## 実生活における男女平等



資料「伊勢市の男女共同参画に関する市民の意識調査」(平成19年度)

## 施策の方向と成果目標

基本目標「家庭、地域における男女共同参画の推進」では、家庭・地域の側面から男女共同参画を実践していくために、次の3点の施策を掲げます。

- 1 家庭生活における男女共同参画の実践
- 2 地域社会における男女共同参画
- 3 家庭、地域生活と仕事の両立支援

【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
<p>①家庭生活における 男女共同参画</p>	<p><b>家事・育児・介護への参画促進</b> ◆<b>固定的な性別役割分担</b>や、<b>ジェンダー</b>にとらわれた意識の解消をめざした啓発を行い、男性の家事、育児、介護等への参画を促します。</p> <p><b>家庭生活における男性の学習機会の充実</b> ◆男性料理教室や健康教育を通じた男性の生活自立への支援など、家庭生活に関する男性の学習機会の充実を図ります。</p> <p><b>家庭における男女共同参画の基礎づくり</b> ◆母親と父親が、共に参加する教室の充実と参加の促進を図ることにより、育児をはじめとする家庭における男女共同参画の基礎づくりを支援します。</p>	<p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課 健康課</p> <p>市民参画交流課 健康課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>②地域社会における 男女共同参画</p>	<p><b>地域活動における男女共同参画の促進</b> ◆自治会や学校評議員等地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず代表者を選出するよう意識啓発をするなど、地域活動における男女共同参画の実践を促します。</p> <p><b>男女共同参画推進団体等との情報共有</b> ◆男女共同参画に関する情報を男女共同参画推進団体及び個人に送付するとともに、情報交換会や交流会を開催するなどネットワーク化を図ります。</p> <p><b>男女共同参画の地域づくりの支援</b> ◆男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、<b>NPO</b>、ボランティア等の活動を支援します。</p>	<p>市民参画交流課 学校教育課</p> <p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課</p>

<p>③家庭・地域生活と仕事の両立支援</p>	<p><b>育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着</b></p> <p>◆企業等における<sup>*</sup>育児休業・介護休業制度の利用促進と、男性も取得できるような環境づくりを企業等に働きかけ、制度の定着を図ります。</p> <p><b>公的サービスの周知徹底</b></p> <p>◆介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。</p> <p><b>保育サービス等の充実</b></p> <p>◆多種多様な保育サービスや<sup>*</sup>放課後児童クラブ、<sup>*</sup>ファミリーサポートセンターを充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。</p>	<p>市民参画交流課 商工労政課</p> <p>介護保険課 長寿課 健康課</p> <p>こども課 学校教育課</p>
-------------------------	---	---

**【 成果目標 】**

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
市民意識調査における「男女の地位の平等」について「男女とも平等」と考える人の割合	31.1%	50%
市の男性職員の育児休業取得率	0%	20%

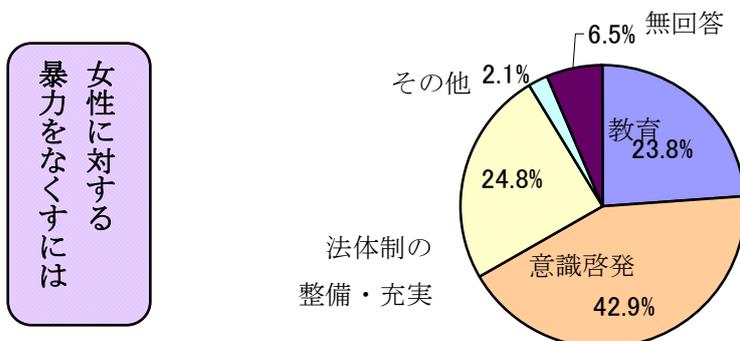
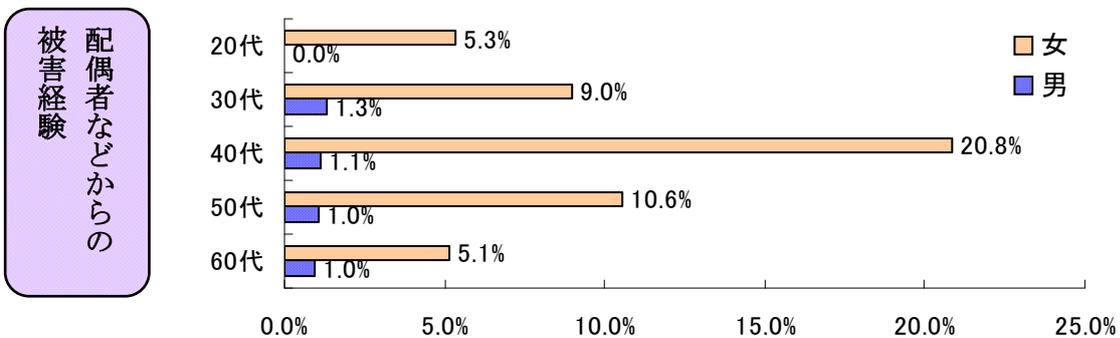


## 6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

### 現況と課題

近年、※ドメスティック・バイオレンス、※セクシュアル・ハラスメント、※ストーカー行為、※パワー・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待などの人権侵害行為が増大する傾向にあります。これらは決して許してはならない「暴力」であり、このような暴力の発生原因は、男女が置かれた状況や性別による固定的な役割分担意識に根ざしている場合が多く、男女共同参画の推進を阻む原因となっています。特に、ドメスティック・バイオレンスは、配偶者や恋人など身近で本来最も信頼すべき人からの暴力です。ゆえに被害者は、その暴力から逃れ難く、潜在化の状況にあります。平成13年4月「※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」ができ、ドメスティック・バイオレンスは犯罪であると認識され相談件数も増加しています。伊勢市でも平成18年度延べ465件の相談があり、年々増加しています。また、心身ともに未熟な児童に対する虐待なども人権を無視した行為といえます。

ドメスティック・バイオレンスをはじめとするあらゆる暴力に対し、これらを許さないという意識の普及啓発に取り組む必要があります。



資料「伊勢市の男女共同参画に関する市民の意識調査」（平成19年度）

## 施策の方向と成果目標

基本目標「男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」では、異性からの身体的・精神的暴力の根絶を中心に、次の3点の施策を掲げます。

- 1 暴力を許さない社会の意識づくり
- 2 ドメスティック・バイオレンスへの対策
- 3 セクシュアル・ハラスメント等への対策

### 【 施策の方向 】

施策の概要	担当課
<p>①暴力を許さない社会の意識づくり</p>	<p><b>暴力を許さない社会意識の啓発</b></p> <p>◆ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待など、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発を更に充実していきます。</p> <p><b>児童虐待防止と早期発見</b></p> <p>◆関係機関との連携体制や相談体制の充実を図ると共に、養育力不足の家庭に対する支援等を通じ、子どもに良好な養育環境をつくるよう努めます。</p> <p>◆乳幼児から関わりを持つことや、家庭相談員の配置、保育所・幼稚園・小中学校への訪問による情報収集などにより、虐待の早期発見、未然の防止を目指します。</p>
<p>②ドメスティック・バイオレンスへの対策</p>	<p><b>DVについての正しい知識、認識の啓発</b></p> <p>◆被害者が相談を行いやすい環境や、DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識の啓発</p>

	<p>活動について、効果的な情報発信を行っていきます。</p> <p><b>各機関の連携によるネットワーク機能の充実</b></p> <p>◆相談員、警察、学校等関連機関との連携を強化し、DVに悩む被害者、被害者の子や家族等、暴力の影響を受ける者を保護するネットワーク機能を充実させます。</p> <p><b>相談体制の整備・充実</b></p> <p>◆DVについて男女共に相談をしやすい体制の整備、充実に努めます。</p> <p><b>暴力被害者の保護策の検討</b></p> <p>◆DVの被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、様々な方策を検討します</p>	<p>市民参画交流課 生活支援課 学校教育課</p> <p>広報広聴課 市民参画交流課 生活支援課</p> <p>生活支援課 市民参画交流課</p>
<p>③セクシュアル・ハラスメント等への対策</p>	<p><b>セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての正しい知識、認識の啓発</b></p> <p>◆雇用の分野に限らず、地域や日常生活の場においてもセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為が発生することを防止するために、正しい知識と認識の啓発を行っていきます。</p> <p><b>相談体制の整備、充実</b></p> <p>◆警察や医療機関など各機関との連携を強化し、被害者の救済や問題の早期発見・解決のため、相談体制を整備、充実していきます。</p>	<p>市民参画交流課 生活支援課 広報広聴課</p> <p>生活支援課 市民参画交流課</p>

**【 成果目標 】**

目標項目	現状値(2007年度)	目標値(2012年度)
市民意識調査における「異性から暴力を受けたことがある人」の割合	<p>ドメスティック・バイオレンス 10.1% (男 0.7% 女 9.5%)</p> <p>セクシュアル・ハラスメント 17.7% (男 2.3% 女 15.4%)</p>	0%

## 7 生涯にわたる心身の健康と生活支援

### 現況と課題

近年、生活環境の向上や医学などの進歩により、平均寿命が飛躍的に伸び、世界でも有数の長寿国となりました。しかし一方では、人口の急速な高齢化とともに、がんや心臓病などの生活習慣病が増加し、認知症や寝たきりなどの要介護者も増加しています。このような状況の中、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防することに重点を置いた健康づくりを実践していくことが重要な課題となっています。また一方では、少子化が進み伊勢市の<sup>\*</sup>合計特殊出生率は、1.36（H12～16累計）から1.32（H18）と急速に進行している現状です。少子化のなか、母子の健全育成とだれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが不可欠です。

生涯にわたり男女が共に心身の健康を保持していくためには、日々の生活や、出産・育児・介護といったあらゆる局面において、両性が平等であるという認識のもと共に助け合うことが大切です。一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むと共に、本人や家族が介護・手助けを必要とする状態となった場合の支援体制の充実や、高齢者、障がいのある方やひとり親家庭などが安全で快適に暮らすことができるよう、生活環境の支援を行うことが必要です。

また、女性は性と生殖に関する自己決定権を持つ存在であるという<sup>\*</sup>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念を認識し、男女それぞれの体のしくみや健康課題などについて正しい知識を持つことも必要です。

## 施策の方向

基本目標「生涯にわたる心身の健康と生活支援」では、健康づくりを中心に、次の3点の施策を掲げます。

- 1 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
- 2 妊娠・出産期の健康支援
- 3 自立のための生活支援

### 【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
①生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	<b>各種検診の促進</b> ◆がんや骨粗しょう症の早期発見のため、各種検診の周知に努めるとともに、受診しやすい体制づくりを進めます。	健康課
	<b>保健事業の充実</b> ◆健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導等の保健事業の充実に努め、乳がん、子宮がん等の女性特有の健康課題や、更年期障害等の加齢による健康問題についての正しい知識等の情報提供を行うと共に、生涯を通じた健康づくりを支援します。	健康課
②妊娠・出産期の健康支援	<b>女性の健康についての理解促進</b> ◆妊娠・出産期の女性の健康についての理解促進のため、妊婦への情報提供の充実や、より効果的な周知方法を検討します。	健康課
	<b>相談、支援体制の充実</b> ◆新生児訪問での家族計画指導、パパとママの教室における妊娠、分娩、育児に関する知識習得等の子育て支援事業の実施により、健全な父性・母性の育成を図ります。	健康課

	<p><b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と定着</b></p> <p>◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を啓発し、認識を深めていくために、保健事業の中で、効果的な機会を捉えて啓発活動を実施します。</p>	健康課
③自立のための生活支援	<p><b>ユニバーサル・デザインの普及啓発</b></p> <p>◆一人ひとり安全かつ暮らしやすく、自立した生活を営むことが出来る社会を目指し、ユニバーサル・デザインの概念を普及・啓発します。</p> <p><b>高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等の自立、総合的生活の支援体制の充実</b></p> <p>◆在宅支援事業や生活保護などの生活支援、児童扶養手当や医療費補助などの経済的支援、バス利用補助等の外出支援、シルバー人材センター等の就労支援など、支援体制のより一層の充実を図ります。</p>	<p>都市計画課</p> <p>障がい福祉課 こども課 生活支援課 医療保険課 長寿課 商工労政課 交通政策課</p>



## 8 国際化での男女共同参画の推進

### 現況と課題

伊勢市の国際化の状況を見ると、外国人居住者が増加しています。また、観光客やホームステイの受け入れ等国際交流が進み、外国人と接する機会が増しています。このような状況を踏まえ、伊勢市は、国籍や文化に関係なく多様な人々が<sup>\*</sup>共生して暮らせるまちづくりをめざしています。それにはそれぞれの国の異なる文化を尊重し、相互理解を深めていく必要があります。

また、男女共同参画の推進は、国際社会における様々な取り組みや取り決めと密接に関係しています。政治・経済・文化などあらゆる分野で国際化が進む中、国際社会の動向に注意し幅広い視野をもつことが大切であり、市民が国際的視野に立ち、身近なところから国際理解を深めていく必要があります。

### 施策の方向と成果目標

基本目標「国際化での男女共同参画の推進」では、国際化への対応を中心に、次の3点の施策を掲げます。

- 1 国際的視野に立った男女共同参画の推進
- 2 多文化共生の推進
- 3 国際交流・国際協力

#### 【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
① 国際的視野に立った男女共同参画の推進	<b>国際社会の情報の収集、提供</b> ◆男女共同参画に関する国際的な情報の収集及び提供を行います。	市民参画交流課

②多文化共生の推進	<p><b>情報提供の充実</b></p> <p>◆日本語の分からない外国人に対し、多言語による情報の提供を充実します。</p> <p><b>学習機会の充実</b></p> <p>◆多文化共生をテーマにした交流イベントを開催します。</p> <p>◆日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会づくりをします。</p>	<p>市民参画交流課 学校教育課</p> <p>市民参画交流課 学校教育課</p>
③国際交流・国際協力	<p><b>情報の発信、PR</b></p> <p>◆多様な交流をめざし、多言語による国内外への情報を発信します。</p> <p>◆国際協力の考え方の情報発信や活動をPRします。</p> <p><b>市民・関係団体・NPOの交流</b></p> <p>◆市民・関係団体・NPOが主体の海外との交流を進めます。</p>	<p>市民参画交流課</p> <p>市民参画交流課</p>

**【 成果目標 】**

目標項目	現状値(2006年度)	目標値(2012年度)
日本語教室の受講者数	1,571人	1,800人



## 9 計画を推進する体制づくりと強化

### 現況と課題

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、観光、防災、環境、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取り組みが必要です。

市の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、関係部門の連携により総合的な取り組みを行います。

また、男女共同参画社会を実現するためには、市民、事業者、教育者、<sup>※</sup>NPOの役割が重要です。家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で、積極的な取り組みが行われることを期待します。

計画推進にあたっては、市民、事業者、教育者、NPOなどの主体的な活動を尊重しながら協働に努め、県や国との連携を図ります。

また、男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民、事業者、教育者、NPO等から相談・苦情があれば、適切な対応を行います。

### 施策の方向

基本目標「計画を推進する体制づくりと強化」では、男女共同参画社会実現のための体制づくりを中心に、次の4点の施策を掲げます。

- 1 庁内における推進体制の強化
- 2 計画の評価と進行管理体制の整備
- 3 関係機関、市民、NPO等との協力体制
- 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

【 施策の方向 】

	施策の概要	担当課
①庁内における推進体制の強化	<p><b>庁内における推進体制の整備</b></p> <p>◆各課が連携して、男女共同参画事業を進めていくため、横断的な推進体制を庁内に整備します。</p>	市民参画交流課
②計画の評価と進管理体制の整備	<p><b>審議会による評価と進管理</b></p> <p>◆「伊勢市男女共同参画審議会」において、計画に基づいて実施されている事業の進管理を評価します。</p> <p><b>庁内における計画の評価と進管理</b></p> <p>◆各課が計画に基づき実施している事業の進管理状況を把握、評価し、今後の取組に反映させます。</p>	市民参画交流課 関係各課  市民参画交流課
③関係機関、市民、NPO等との協力体制	<p><b>関係機関、市民、事業者、教育者、NPO等との協力</b></p> <p>◆計画が有効かつ効率的に進められるよう、市民、企業、<sup>※</sup>NPO等と協力し、情報のネットワーク化を図ります。</p> <p>◆国、県、他市町との連携を図ります。</p>	市民参画交流課 関係各課  市民参画交流課
④男女共同参画に関する相談・苦情への対応	<p><b>相談・苦情への対応</b></p> <p>◆相談・苦情に対し、審議会の意見を聴く等適切な措置を講じます。</p>	市民参画交流課

## 資料

### 1 プランの策定経過

平成18年 10月	市民ワークショップ開催
11月	市民ワークショップ開催
平成19年 6月	男女共同参画審議会 伊勢市の男女共同参画に関する市民の意識調査
7月	伊勢市男女共同参画基本計画諮問
8月	男女共同参画推進委員会
9月	男女共同参画推進委員会
10月	男女共同参画推進委員会
11月	市民ワークショップ開催 男女共同参画推進委員会
12月	市民ワークショップ開催 男女共同参画審議会
平成20年 1月	伊勢市男女共同参画基本計画答申 庁内経営戦略会議
2月	総務政策委員協議会へ報告 パブリックコメント制度の実施 (2/8~3/7)

## 2 伊勢市男女共同参画推進条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策等（第10条—第15条）

第3章 伊勢市男女共同参画審議会（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

#### 附則

私たちが目指す社会は、性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は、伊勢市の重要課題のひとつです。

男女共同参画社会を実現するためには、いまだに存在する性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等、男女共同参画社会の実現を妨げる要因を、解消する必要があります。

さらに、男女共同参画の視点を持ち、国際化、情報化、少子高齢化等社会の急激な環境変化に速やかに対応しながら、社会のあらゆる分野において男女の人権を十分に尊重していかなければなりません。

また、男女がその個性と能力を主体的に発揮することができ、それぞれの多様な生き方が認められ、互いを思いやり、すべての人が自立する社会を目指す取り組みを進めることも必要となります。

このような理念から、私たちは、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画社会の形成促進を図り、男女が性別にとらわれることなく、共に生き生きと個人の特性や能力を発揮できる伊勢市をつくるため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことのできる社会をつくることを目的とします。

#### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女一人ひとりが、社会の対等な構

成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及びその他市内で活動するすべての者をいいます。

4 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体をいいます。

5 この条例において「教育者」とは、家庭教育、学校教育、生涯教育その他あらゆる教育や学習に携わる者をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」といいます。）として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。

(5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策とし、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び県と連携又は調整を図るとともに、他の地方公共団体との連携に努めるものとします。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者、教育者及び関係団体との連携に努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会を確保するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立することができる職場の実現に取り組み、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(教育者の責務)

第7条 教育者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

(禁止事項)

第8条 すべての人は、いかなる場合においても、他人に身体的又は精神的な苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、主に次の行為をしてはなりません。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱いをすること。
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。
- (3) 配偶者、恋人その他親密な関係にある者に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をすること。

(パートナーの日)

第9条 市民、事業者及び教育者の間に広く男女共同参画に関する理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する取組みが積極的に行われるようにするため、男女が互いに思いやる日としてパートナーの日を設けます。

2 パートナーの日は、毎年8月17日とします。

3 市は、第1項で定めるパートナーの日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民、事業者及び教育者の参加を求めるものとします。

## 第2章 基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及び教育者の

意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとします。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第16条において定める伊勢市男女共同参画審議会（以下この章において「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用します。

（積極的改善措置等必要な措置）

第11条 市は、執行機関である委員会の委員、附属機関である審議会等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとします。

2 市は、事業者がその事業活動において積極的改善措置その他男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合には、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行う等適切な措置を講じるよう努めるものとします。

（苦情及び相談の申出への対応）

第12条 市長は、性別による人権侵害や男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育者から苦情及び相談の申出があった場合には、適切な措置を講じるように努めます。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとします。

（推進体制の整備）

第13条 市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備します。

（表彰）

第14条 市長は、他の者のモデルとなる男女共同参画の推進に関する取組みを行った事業者又は男女共同参画の推進に寄与した者について、審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

（年次報告）

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

### 第3章 伊勢市男女共同参画審議会

（設置）

第16条 市に、伊勢市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

（所掌事務）

第17条 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関し、第10条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査及び審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織等)

第18条 審議会は、委員16人以内で組織します。

2 委員の数は、男女のいずれか一方の数が10分の4未満とならないようにしなければなりません。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係団体又は公共的団体から推薦された者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

6 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定めるものとします。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

### 3 伊勢市男女共同参画審議会規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、伊勢市男女共同参画推進条例(平成 19 年伊勢市条例第 8 号)第 18 条第 6 項の規定に基づき、伊勢市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第 4 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、生活部市民参画交流課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 4 伊勢市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等
会 長	石阪 督規	三重大学人文学部准教授
委 員	山川 一子	男女共同参画れいんぼう伊勢
	松本 武寛	れいんぼう委員会
	山崎 智	総連合自治会
	中川なみ子	伊勢農業協同組合女性部
	秋山 則子	NPO法人三重みなみ子どもネットワーク
	池田 早苗	アイリス伊勢志摩
	中村 利子	民生委員児童委員協議会連合会(11月30日退任)
	村上 純孝	民生委員児童委員協議会連合会(12月17日就任)
	石川 寛	連合三重伊勢度会地域協議会
	森本 幸生	人権施策推進協議会
	近藤 妙子	商工会議所女性部
	原 佳代子	小中学校校長会
	河合 研	三重県職員
	上野 尚	一般公募市民
赤坂 知之	一般公募市民	
奥野 明美	一般公募市民	

## 5 伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、伊勢市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策について関係する部署間の総合調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は市民参画交流課副参事男女共同参画担当をもって充てる。
- 3 委員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 別表1に掲げる所属を代表する者
  - (2) 職員のうちから座長が指名する者
- 4 座長、委員のうち男女いずれか一方の数は、その総数の10分の4未満とならないこととする。

(座長の職務)

第4条 座長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、市民参画交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**別表 1 (第 3 条関係)**

職員課	危機管理課	人権政策課	環境課	健康課	生活支援課	こども課	長寿課
商工労政課	産業支援センター準備室	農林課	水産課	都市計画課	学校教育課	生涯学習・スポーツ課	教育研究所
市民参画交流課	二見総合支所地域振興課	小俣総合支所地域振興課	御菌総合支所地域振興課				

## 6 伊勢市男女共同参画推進委員会委員名簿

課 名	委 員 名	備 考
市民参画交流課	河原田 篤子	座 長
職員課	奥田 隆良	委 員
危機管理課	河村 直弘	
人権政策課	北村 祥広	
環境課	松村 綾子	
健康課	出崎 里恵	
生活支援課	松本 文彦	
こども課	中川 佳世	
長寿課	斎田 保夫	
商工労政課	梅谷 隆継	
産業支援センター準備室	森 大輔	
農林課	鈴木 光代	
水産課	本田 慶一	
都市計画課	村上 明子	
学校教育課	濱口 憲子	
生涯学習・スポーツ課	井戸本 勝	
教育研究所	山本 究	
市民参画交流課	北村 勇二	
二見総合支所地域振興課	坂口 元美	
小俣総合支所地域振興課	上村 静香	
御園総合支所地域振興課	中村 元紀	

## 7 男女共同参画行政のあゆみ

西暦	世界の動き	国の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
1975 (50)	・「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画(1975～85年)」を採択	・「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府に「婦人問題担当室」発足		
1976 (51)	・「国連婦人の十年」始まる	・「育児休業法」施行 ・民法等一部改正施行(離婚復氏制度)		
1977 (52)		・「国内行動計画」策定(昭 52～61) ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開館	・「婦人問題企画推進本部」	
1978 (53)			・生活環境部青少年健民課に専任職員を配置 ・「三重県婦人問題懇話会」設置	
1979 (54)	・国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択		・「三重県の婦人対策の方向」(県内行動計画)策定 ・「婦人実態調査」実施	
1980 (55)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年全国会議」を開催		
1981 (56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「明日の婦人問題を考える三重県会議」設置	
1983 (58)			・青少年健民課を「青少年婦人課」に改め各県民局の商工生活課の所掌事務に婦人対策を加える。 ・「三重県婦人問題推進協議会」設置 ・「婦人問題を語る県民のつどい」開催 ・「婦人問題に関する県民の意識と生活実態調査」実施	
1985 (60)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」ナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(1986～2000年)	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「女子差別撤廃条約」批准、発行	・「三重県婦人問題推進協議会」から「三重県の婦人対策に関する提言」提出 ・「三重県婦人問題協議会」設置	
1986 (61)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施行(婦人年金権の確立) ・男女雇用機会均等法施行(旧：勤労婦人福祉法)	・「三重県婦人問題協議会」から「第2次県内行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」意見具申 ・「婦人問題シンポジウム」開催	
1987 (62)		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画ーアィリスプラン」策定	・婦人問題担当窓口を教育委員会社会教育課へ設置
1988 (63)		・労働基準法の一部を改正する法律施行「農山漁村婦人の日」の設定	・「女性の生活実態と意識に関する調査」実施	
1989 (1)		・男女雇用機会均等法施行規則等の改正	・「婦人対策監」の設置	・第7回市民アンケート調査に女性施策関連項目を創設 ・総合計画女性フォーラムが「女性施策の推進」と「国際化の推進」について答申
1990 (2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に			・第4期総合計画に上記の章を設ける ・企画広報課に女性問題担当

	<p>関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・国際識字年</p>			<p>主査を設置 ・「庁内女性施策政策調整会議」「庁内女性施策担当者」設置</p>
1991 (3)		<p>・「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」第 1 次改訂 ・「育児休業等に関する法律」成立</p>		<p>・企画広報課に女性施策調整係を設置 ・女性行政担当窓口を市長部局(企画広報課)と教育委員会部局(社会教育課)の両方に設置</p>
1992 (4)		<p>・「育児休業等に関する法律」実施行 ・我が国初婦人問題担当大臣誕生</p>	<p>・「青少年婦人課」から「青少年女性課」に改める ・第 1 回女性の海外研修アイリスの翼実施 ・「女性問題に対する県民意識と生活実態調査」実施</p>	<p>・庁舎ホールに女性コーナー設置 ・伊勢市女性活動計画策定</p>
1993 (5)		<p>・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行</p>		<p>・第 3 回女性文化祭県と共催</p>
1994 (6)		<p>・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置</p>	<p>・三重県女性問題協議会から「第 3 次三重県女性行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」提出 ・女性センターオープン</p>	<p>・「乳幼児をかかえる親の意識・実態調査」実施 ・第 1 回レディース文化祭開催</p>
1995 (7)	<p>・第 4 回国連世界女性会議北京で開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択</p>	<p>・介護休業法成立 99 年から導入</p>	<p>・青少年女性課を福祉部から生活文化部に改編「女性施策審議官(次長級)」設置 ・「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス 21」策定</p>	<p>第 4 回世界女性会議 NGO フォーラム女性海外研修派遣</p>
1996 (8)		<p>・国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会(えがりてネットワーク)発足</p>	<p>・青少年女性課に男女共同参画室創設</p>	<p>・女性初市議会副議長誕生 ・企画振興部に女性課誕生 ・「伊勢市職員の意識と生活実態調査」実施 ・「伊勢市れいんぼうプラン懇話会」の設置 ・れいんぼうフォーラム開催(男女共同参画社会実現に向けての活動支援会)総理府、男女共同参画推進本部、三重県との共催</p>
1997 (9)		<p>・男女共同参画審議会設置法施行</p>		<p>・女性問題に関するアンケート実施 ・伊勢市男女共同参画れいんぼうプラン策定</p>
1998 (10)			<p>・アイリス 21 推進連携会(アイリスネットワーク)設置</p>	<p>・パートナーの日設置 ・審議会等への女性委員登用推進要綱制定 ・いせトピアに女性室設置 ・女性情報紙れいんぼう創刊</p>
1999 (11)		<p>・男女共同参画社会基本法公布施行 ・改正男女雇用機会均等法・労働基準法(女性の参画の促進を規定) ・食料・農業・農村基本法施行 ・農山村男女共同参画指針</p>		<p>・「女性週間三重のつどい」女性少年室・県と共催 ・職員セクハラ防止マニュアル作成</p>
2000 (12)	<p>・国連特別総会「女性 2000 年会義」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択</p>	<p>・介護保険法施行 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 ・男女共同参画基本計画策定</p>	<p>・三重県男女共同参画推進条例公布 ・日本女性会議 2000 津開催</p>	<p>・職員セクハラ苦情処理要綱施行 ・男女共同参画アドバイザー設置(小俣町) ・男女共同参画意識・生活実</p>

				態アンケート実施(小俣町)
2001 (13)		・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会義」設置 ・DV 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)施行	・「三重県男女共同参画審議会」設置 ・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称	・男女共同参画課と課名変更 ・男女共同参画都市宣言 ・女性模擬議会開催 ・男女共同参画に関する市民意識と生活実態調査実施 ・伊勢市男女共同参画推進懇話会設置
2002 (14)			・男女共同参画基本計画策定	・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・いせファミリーサポートセンター設置
2003 (15)		・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行		・伊勢市男女共同参画基本計画(第2次れいんぼうプラン)策定
2004 (16)		・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定		・いせトピアの女性室を「れいんぼう」ルームに名称変更
2005 (17)	・第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	・「男女共同参画基本計画第2次実施計画」策定	・市民参画交流課に男女共同参画係を設置
2006 (18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催			・新伊勢市誕生(旧伊勢市、小俣町、二見町、御菌村が合併) ・男女共同参画懇話会設置 ・男女共同参画都市宣言
2007 (19)			・男女共同参画基本計画(改訂版)策定	・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・女性初市議会議長誕生
2008 (20)				・伊勢市男女共同参画基本計画策定

※平成17年合併までは旧伊勢市の動き、旧伊勢市外の動きは( )で合併前の町を標示

## 8 男女共同参画関係法令等

### 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究

を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 三重県男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第12条）

### 第3章 三重県男女共同参画審議会（第13条—第18条）

### 附則

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町村と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と

能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。

二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。

三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町村と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との協働)

第7条 県は、市町村に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項

二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項

三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項

四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項

五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画す

る機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第 10 条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第 12 条 知事は、毎年 1 回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 第 3 章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第 13 条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 基本計画に関して、第 8 条第 4 項に規定する事項を処理すること。

二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 14 条 審議会は、知事が任命する委員 20 人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日三重県条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 9 用語解説

【 】内は、ページ数

あ

### ★ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律） 【 23 】

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的としています。

### ★ NPO（民間非営利組織） 【 1,5,22,31,32,33 】

行政、企業とは別に、営利を目的とせず社会活動をする民間組織をいいます。福祉、環境、まちづくり、男女共同参画など様々な分野で活動を行っています。

### ★ エンパワーメント 【 2 】

女性が自己決定力や社会的、政治的、経済的、文化的な力をつけること。特に政策、方針決定の場に参画できる能力などを身につけることをいいます。また、それによって個人が力を持った存在になることをいいます。

か

### ★ 家族経営協定 【 18,19 】

農業経営を担っている世帯員相互間のルール（経営方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等）を文書にして取り決めたものです。

### ★ 家内労働法 【 18 】

家内労働とは、いわゆる内職のことをいいます。家内労働法は、昭和45年に制定され、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的としています。最低工賃制度、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、安全衛生の措置などについて定めています。

### ★ 共生 【 5,30,31 】

国籍、人種、宗教、文化などに違いがある人々（集団）が、お互いの違いを理解し、認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくことです。

### ★ 合計特殊出生率 【 27 】

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢別の出生率を合計し、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均を表したものです。

## ★ 国際婦人年 【 2 】

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。

## ★ 国連婦人の十年 【 2 】

1975年の第30回国連総会において、1976年～1985年を「国連婦人の十年・平等・発展・平和」とすることが宣言されました。女性問題解決に国際的に取り組むことを宣言した1976年～1985年の期間をいいます。

## ★ 固定的性別役割分担 【 1,4,6,22 】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。



## ★ ジェンダー(社会的性別) 【 22 】

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## ★ ストーカー行為 【 24,26 】

同一の者に対して執拗に、つきまとい、待ち伏せ等を繰り返し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をいいます。平成12年5月には、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めた、ストーカー規制法(ストーカー行為等の規則等に関する法律)が制定されています。

## ★ セクシュアル・ハラスメント 【 5,17,24,25,26 】

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることとされています。



た

★ DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）【 24 】

配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

★ ドメスティック・バイオレンス (DV)【 24,25,26 】

日本語に直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことです。心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などを含みます。

★ 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）【 2 】

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。



は

★ パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）【 17 】

短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置などを講ずることによって、短時間労働者の雇用条件の改善を目的としています。

★ パワー・ハラスメント【 24 】

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ、いじめなどです。職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させあるいは雇用不安を与えることとなります。

★ ファミリーサポートセンター【 23 】

保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助活動を行う組織です。

★ 放課後児童クラブ【 23 】

親が働いていて放課後の保育が十分保障されない主に小学校低学年児童等に対し、家庭にかかわる保育を行う施設・事業。「学童保育」とも呼ばれています。

★ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）【 12,13,14 】

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。



ま

★ メディア・リテラシー 【 8 】

メディア(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌など)の伝えている情報を主体的に読解・活用する能力と、メディアを使って表現する能力をいいます。メディアの伝えている情報を視聴者や読者として、無批判で受動的に受け止めるだけでなく、批判する力を育て、メディアを使った発信能力を持つことが必要になります。



や

★ ユニバーサル・デザイン 【 29 】

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度などを設計することをいいます。



ら

★ ライフスタイル 【 15,17,20 】

生活の様式、営み方。その人の人生観、価値観、習慣などを含めたの生き方をいいます。

★ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 【 27,29 】

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、人権の重要な一つとして認識されています。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

★ 労働者派遣法 【 17 】

労働者派遣業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備、雇用の安定、福祉の増進に資することを目的に制定されました。



わ

★ ワークショップ 【 11 】

講義など一方的な知識伝達の方法ではなく、参加者が自ら参画、体験し、グループでの意見や技術の交換で何かを学んだり創出したりする形式をいいます。

★ ワークライフバランス 【 15 】

仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動を、自らの希望するバランスで展開できる状態をいいます。